

○長崎大学西遊基金規則

平成29年9月26日

規則第33号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 大学運営支援事業基金（第8条）
- 第3章 寄附資産等基金（第9条—第11条）
- 第4章 修学支援事業基金（第12条—第15条の3）
- 第5章 研究等支援事業基金（第16条—第19条の3）
- 第6章 基金運営委員会（第20条—第24条）
- 第7章 雑則（第25条—第27条）

附則

第1章 総則

（設置）

第1条 国立大学法人長崎大学（以下「本学」という。）に、長崎大学西遊基金（以下「基金」という。）を置く。

（目的）

第2条 基金は、本学が長年にわたり培ってきた個性と伝統を基盤として、地域の持続的発展から地球規模の課題まで、種々の問題を解決するための傑出した人材の育成に資することを目的とする。

（基金の構成）

第3条 基金は、寄附金、寄附資産及びこれらの運用益並びにその他事業による収益（以下「寄附金等」という。）をもって構成する。

2 基金は、次に掲げる区分に応じ、当該各号のとおりとする。

- (1) 大学運営支援事業基金 大学全体の活動を広く支援する寄附金等（寄附資産を除く。）
- (2) 寄附資産等基金 大学全体の活動を広く支援する寄附資産及びその運用益
- (3) 修学支援事業基金 経済的理由により修学が困難な学生及び障害のある学生を支援する寄附金等
- (4) 研究等支援事業基金 学生又は不安定な雇用状態にある研究者（博士の学位を取得した者又は所定の単位を修得して博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程に

おける前期の課程を除く。)を退学した者のうち本学に任期を定めて採用され、研究業務に従事しているもので、学校教育法(昭和22年法律第26号)第92条第1項に規定する教授、准教授、助教、助手又は同法第92条第2項に規定する講師に該当しないものをいう。以下同じ。)への研究等を支援する寄附金等

(5) その他の基金 その他の寄附金等

3 前項第5号に関し必要な事項は、別に定める。

(用途の特定)

第4条 学長は、寄附金及び寄附資産の受入れの決定に当たり、寄附者があらかじめ用途を特定しない場合においては、これを特定しなければならない。

2 寄附金及び寄附資産の用途は、変更してはならない。

(事業年度)

第5条 大学運営支援事業基金、寄附資産等基金、修学支援事業基金及び研究等支援事業基金(以下「大学運営支援事業基金等」という。)の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(謝意表明)

第6条 本学は、大学運営支援事業基金等への寄附者に対して次に掲げる謝意を表明する。

(1) 銘板の設置

(2) 感謝状の贈呈

(3) 本学主催の講演会、演奏会等への招待

(4) 寄附者の合意の下、寄附者の氏名及び寄附額の年次活動報告書、大学広報誌等への記載(寄附者の同意がある場合に限る。)

2 前項各号の謝意表明に関し必要な事項は、別に定める。

(寄附者特典)

第7条 本学は、別に定めのある場合を除き、寄附金額の累計が一定額以上である寄附者に対して特典を贈呈する。

2 前項の特典に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2章 大学運営支援事業基金

(大学運営支援事業基金の事業)

第8条 大学運営支援事業基金は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 学生への奨学金等の支援

(2) 外国からの留学生及び外国へ留学する学生に対する支援

- (3) 国際交流活動への支援
- (4) 卒業生との連携活動への支援
- (5) 教育研究活動への支援
- (6) 施設設備等の環境整備の支援
- (7) 地域貢献・社会貢献活動への支援
- (8) 校友会が行う事業への支援
- (9) その他基金の充実及び目的の達成に必要な事業

### 第3章 寄附資産等基金

#### (寄附資産等基金の事業)

第9条 寄附資産等基金は、第2条の目的を達成するため、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条第1項第1号から第5号までに規定する業務のうち、前条に規定する事業と同様の事業に充てることとする。

#### (寄附資産等基金の管理)

第10条 寄附資産等基金の管理は、他の寄附金等から独立して行う。

#### (寄附資産等基金の基金明細書)

第11条 学長は、毎事業年度、寄附資産等基金の状況等について別に定める基金明細書を作成し、監事による監査を受けなければならない。

2 学長は、前項の監査を受けた基金明細書を毎事業年度終了後3月以内に文部科学大臣に提出するとともに、その写しを毎事業年度終了後5年間保存するものとする。

### 第4章 修学支援事業基金

#### (修学支援事業基金の事業)

第12条 修学支援事業基金は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 次に掲げる事業であつて、経済的理由により修学に困難がある学生に対するもの
  - ア 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部を免除する事業
  - イ 奨学金を支給する事業（大学運営支援事業基金によるものを除く。）
  - ウ 教育研究上必要があると認めた学生の留学に係る費用を負担する事業
  - エ 学生の資質を向上させることを主たる目的として、学生を教育研究に係る業務に従事させ、学生に対して手当を支給する事業
  - オ 外国人留学生と日本人学生が共同生活を営む寄宿舎の寄宿料の減額を目的として、当該寄宿舎の整備を行う場合における施設整備費又は民間賃貸住宅等を借り上げて当該寄宿舎として運営を行う場合における賃料の一部を負担する事業

(2) 個々の学生の障害の状態に応じた合理的な配慮を提供するために必要な事業であつて、障害のある学生に対するもの

(修学支援事業基金の取扱い)

第13条 第4条の場合において、前条に規定する事業に充当する目的と特定された寄附金は、修学支援事業基金として個別に整理するものとする。

(修学支援事業基金の管理)

第14条 修学支援事業基金の管理は、他の寄附金等から独立して行う。

(修学支援事業基金の基金明細書)

第15条 学長は、修学支援事業基金の状況等について別に定める基金明細書を作成し、監事による監査を受けなければならない。

2 学長は、前項の監査を受けた基金明細書を毎年6月30日までに文部科学大臣に提出するとともに、その写しを毎事業年度終了後5年間保存するものとする。

(修学支援事業基金の名称等確認書類)

第15条の2 学長は、修学支援事業基金の名称、管理方法及び当該寄附金の使途を記載した書類並びに当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類(以下次条において「修学支援事業基金名称等確認書類」という。)を毎年9月30日までに文部科学大臣に提出するとともに、その写しを毎事業年度終了後5年間保存するものとする。

(修学支援事業基金の基金明細書及び名称等確認書類の閲覧)

第15条の3 学長は、第15条の基金明細書及び前条の修学支援事業基金名称等確認書類について閲覧の請求があつたときは、閲覧させるとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により提供するものとする。

## 第5章 研究等支援事業基金

(研究等支援事業基金の事業)

第16条 研究等支援事業基金は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 学生又は不安定な雇用状態にある研究者が公募により選定されて参加する研究に関するプロジェクトにおいて、その学生又は不安定な雇用状態にある研究者が自立した研究者として行う研究活動に要する費用を負担する事業

(2) 論文の刊行に要する費用、学会等への参加に要する旅費その他の費用で研究活動の成果を発表するために必要なものを負担する事業

(3) 大学院に在学する学生又は不安定な雇用状態にある研究者のその専門とする分野に係る研究者としての能力及び資質の向上を主たる目的として、異分野の研究者との交流

その他の他の研究者又は実務経験を有する者との交流を促進する事業

(研究等支援事業基金の取扱い)

第17条 第4条の場合において、前条に規定する事業に充当する目的と特定された寄附金は、研究等支援事業基金として個別に整理するものとする。

(研究等支援事業基金の管理)

第18条 研究等支援事業基金の管理は、他の寄附金等から独立して行う。

(研究等支援事業基金の基金明細書)

第19条 学長は、研究等支援事業基金の状況等について別に定める基金明細書を作成し、監事による監査を受けなければならない。

2 学長は、前項の監査を受けた基金明細書を毎年6月30日までに文部科学大臣に提出するとともに、その写しを毎事業年度終了後5年間保存するものとする。

(研究等支援事業基金の名称等確認書類)

第19条の2 学長は、研究等支援事業基金の名称、管理方法及び当該寄附金の用途を記載した書類並びに当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類(以下次条において「研究等支援事業基金名称等確認書類」という。)を毎年9月30日までに文部科学大臣に提出するとともに、その写しを毎事業年度終了後5年間保存するものとする。

(研究等支援事業基金の基金明細書及び名称等確認書類の閲覧)

第19条の3 学長は、第19条の基金明細書及び前条の研究等支援事業基金名称等確認書類について閲覧の請求があったときは、閲覧させるとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により提供するものとする。

## 第6章 基金運営委員会

(基金運営委員会)

第20条 本学に、大学運営支援事業基金等の管理運営に関する重要事項を審議するため、長崎大学基金運営委員会(以下「基金運営委員会」という。)を置く。

2 基金運営委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 大学運営支援事業基金等の運用に係る基本方針に関すること。
- (2) 大学運営支援事業基金等の事業計画に関すること。
- (3) 大学運営支援事業基金等の予算及び決算に関すること。
- (4) 寄附金及び寄附資産の受入れ並びにこれらの運用に関すること。
- (5) 寄附金及び寄附資産並びにこれらの運用によって生じた利子その他の収入金の用途に関すること。

- (6) 寄附金及び寄附資産の募集推進に関すること。
- (7) 寄附者への謝意の表明に関すること。
- (8) その他大学運営支援事業基金等の運営に関すること。

(基金運営委員会の組織)

第21条 基金運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 本学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者
- (4) その他学長が必要と認めたる者

2 前項第3号及び第4号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 本学の役員又は職員である委員は学長が任命し、本学の役員又は職員以外の委員は学長が委嘱する。

(委員長)

第22条 基金運営委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第23条 基金運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 基金運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第24条 基金運営委員会に、事業計画等の具体的事項について専門的に検討させるため、専門部会を置く。

2 専門部会の任務、組織、運営等に関し必要な事項は別に定める。

## 第7章 雑則

(事務)

第25条 大学運営支援事業基金等の管理運営に関する事務(基金運営委員会に置く専門部会に関する事務を除く。)は、財務部財務企画課の協力を得て、広報戦略本部校友会・基金室において処理する。

(他規則の適用)

第26条 寄附金等の管理については、この規則に定めるもののほか、長崎大学寄附金取扱  
規程（平成16年規程第68号）その他の関係規則等の定めるところによる。

（補則）

第27条 この規則に定めるもののほか、基金の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に任命される委員会の委員の任期は、第9条第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則（平成30年3月30日規則第19号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月18日規則第40号）

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 長崎大学修学支援事業基金規程（平成28年規程第23号）は、廃止する。

附 則（令和2年6月30日規則第44号）

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和3年1月6日規則第1号）

この規則は、令和3年1月6日から施行する。

附 則（令和4年1月13日規則第1号）

この規則は、令和4年1月13日から施行し、改正後の長崎大学西遊基金規則の規定は、令和4年1月1日から適用する。

附 則（令和6年4月1日規則第18号）抄

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。